

人吉市農業委員会定例総会
(第6回)

令和4年6月24日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年6月24日

人吉市役所 4階 議会会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 29 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 30 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について
日程第 3 議第 31 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 32 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について
日程第 5 議第 33 号 非農地証明願について
日程第 6 議第 34 号 令和4年度最適化活動の目標等の設定について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	17番	簀 田 秀 彦
同	18番	淵 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘

同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原口政廣

○欠席した委員

会長職務代理者	9番	上野博司
最適化推進委員	16番	有瀬英憲

議事録署名農業委員	6番	中嶽修平
議事録署名推進委員	13番	松下慎吾

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長	前村洋宣
係 長	豊永英紀
主 任	湊田奈緒美
再任用職員	坂井正子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、9番委員と16番委員から欠席届が出ておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第6回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に6番委員、13番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第29号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第29号 朗読

- （議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（４番委員）おはようございます。農地法第３条の１番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外となっております。１筆の２７５㎡でございます。３条の無償移転、贈与となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております、親戚関係でございます。譲受人は２０数年前にお父さんから経営移譲をされまして、現在、水稻を中心に耕作をされています。譲渡人は人吉市に帰ってくることは無いということで、贈与の話譲受人にされたということでございました。申請地は田植えもされ、きちんと管理をされています。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、５番、７番に該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。

２番から３番まで続けて７番委員の調査報告をお願いします。

○（７番委員）おはようございます。農地法第３条の２番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。農振区分は農用外、面積は２５７㎡、３条の有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。ここは、位置図を見ていただきますと分かれるかと思いますが、先月、空き家に付属した農地として申請があり、指定を受けた農地になります。今回、３条の所有権移転の申請となっております。今後は、ここに野菜などを栽培したいということでございました。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、５番、７番とも該当しないということで、何ら問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、３番について報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は２３２㎡、３条の有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。この農地は、以前より譲渡人から譲受人が借りて野菜などを栽培しておられました。ずっとここを譲り受けたいという話は出されていたそうですが、今回、譲り渡すということで話が決まったそうです。申請地には引き続き野菜を栽培されるとのこと。調査書をご覧ください。

ださい。調査書の1番、4番、5番、7番とも該当しないということで、何ら問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

○（1番委員）2番は先月、空き家に付属した農地ということで申請がありましたが、この方が買い受けられたということですか。

○（7番委員）はい。そうです。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第2・議第30号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第30号 朗読

○（議長）1番については、貸付人が8番委員の親族となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができません。よって一時

退席をお願いします。

(8 番委員 一時退席)

○(議長) 1 番について 2 番委員の調査報告をお願いします。

○(2 番委員) おはようございます。議第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の許可申請に対する 1 番の報告を申し上げます。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農地の所在は記載のとおりです。農振区分は農用外、面積は貸付人が 4 名おられ、合計 10 筆の 7, 059.49㎡でございます。権利は賃貸借。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。転用目的は、砂利採取でございます。備考欄につきましては、一時転用、第 1 種農地で農業振興地域内、都市計画区域外でございます。砂利採取ということで、位置図をご覧ください。今回、申請されている農地の西側と南側は通学路になっております。通常、砂利採取の時には杭を打ってロープを 2 本ほど張り、危険防止ということで対策をされています。今回も通学路になっておりますので、杭を打って危険防止のためにネットを張るということでございます。北側には 1 軒、家があります。通常、採掘する場合は 2m ほど空けて採掘をされるそうですが、今回は、家の近くを 3m ほど空けて採掘をされるということでございます。搬出の際、通常はクラッシャーを敷いて通られますが、今回、通路は市道でありますので、クラッシャーはされないということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第 1 種農地でございます。農地の区分と転用目的は、一時的な利用に供するものに行うものであって、当該申請目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可相当。一般基準としまして、1 番、3 番、4 番、6 番、8 番、9 番、10 番は適当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○(議長) ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。

(事務局職員に 8 番委員を呼びに行くよう指示 8 番委員 着席)

- (議長) 日程第 3・議第 3 1 号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- (事務局係長) 日程第 3・議第 3 1 号 朗読
- (議長) 1 番について 8 番委員の調査報告をお願いします。
- (8 番委員) 議第 3 1 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用外、面積は 1, 192 m²となっております。権利は所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は建売住宅となっております。備考として第 2 種農地です。2 年前の豪雨災害で被災された方が住宅を求められることが多く、申請地は被災をしておりませんので、建売住宅を 4 区画建てるということでした。周辺は田植えが済んでおり、作業中は土砂等の流出がないようにくれぐれも注意をして作業等をしていただくようお願いをいたしました。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第 2 種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として 1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議方よろしく願いいたします。
- (議長) ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありますか。
- (3 番委員) 譲受人は法人と記載されておりますが、代表者名を記載しなくてもいいのでしょうか。
- (事務局係長) もちろん定款等には記載されておりますが、申請書に記載されていない場合には申請書どおり議案書を作成しますので、記載しておりません。申請書に記載されている場合は、もちろん記載いたしますが、今回の場合は申請書に代表者名が入っておりませんでしたので、議案書にも代表者名を記載せず、作成しております。以上です。
- (3 番委員) 記載されていなくても問題はないのでしょうか。
- (事務局係長) はい。問題はありません。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番については議案発送後に取り下げ書が提出されております。事務局からの説明をお願いします。

○（事務局 湊田主任）事務局よりご説明いたします。第31号、2番についてですが令和4年6月21日に取り下げ書が提出されました。理由としましては、当該農地で建築確認を受けることが出来ないと判断をされたとのことでした。以上、報告させていただきます。

○（議長）説明があったように2番については、取り下げになりました。

日程第4・議第32号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第32号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が2番は5番委員の親族、5番は23番委員となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和4年6月14日付で、人吉市長か

ら農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が88,163㎡、「畑」が12,132㎡、合計の100,295㎡あがってきております。一番下の所有権移転について、「田」が995㎡、「畑」が0㎡、合計の995㎡あがってきております。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧用（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが1件、公社売り渡しが0件、計1件ございました。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、農業公社（農地中間管理機構）が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見を求められています。また、公社貸し付けの手続きについては農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。今回、新規が29件、再設定が4件、合計の33件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。10時5分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（1番委員）11番と17番についてですが、借賃の支払い時期などはありませんが、使用貸借だからないのでしょうか。

○（事務局 坂井）11番と17番の支払い時期等については使用貸借権なので元々のお金の支払いがありませんので、支払い時期は空欄になっております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。所有権移転関係の 1 番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

次に 2 番と 5 番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の 2 番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の 5 番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第 5 ・議第 3 3 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第 5 ・議第 3 3 号 朗読

○（議長）1 番から 2 番について 1 3 番委員の調査報告をお願いします。

○（1 3 番委員）おはようございます。議第 3 3 号、非農地証明願の 1 番について調査報

告をいたします。議案書の５ページをご覧ください。この案件については、令和４年６月１０日に私と８番委員、事務局で現地調査を行いました。

（１）については、願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は４５８㎡です。申請地は消防署裏から温泉町に抜ける溝を３００ｍほど入ったところがあり、令和２年の豪雨災害で被災した農地になりますが、雑木等もなく、草払いや保全作業を行うと農地として復元できる農地です。つきましては、協議した結果、非農地証明書の交付については、不適當と判断いたしました。

（２）について調査報告をいたします。願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は３８６㎡です。申請地は下林町にある郵便局の手前から南に２００ｍほど入ったところがあり、雑木等もなく、草払いや保全作業を行うと農地として復元できる農地です。つきましては、協議した結果、非農地証明書の交付については、不適當と判断いたしました。

（３）について調査報告をいたします。願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は２６８㎡です。申請地は下林町にある郵便局の手前から南に８０ｍほど入ったところがあり、雑木等もなく、草払いや保全作業を行うと農地として復元できる農地です。つきましては、協議した結果、非農地証明書の交付については、不適當と判断いたしました。

（４）について調査報告をいたします。願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は３５７㎡です。申請地は（３）の農地の東にある農地で、雑木等もなく、草払いや保全作業を行うと農地として復元できる農地です。つきましては、協議した結果、非農地証明書の交付については、不適當と判断いたしました。

（５）について調査報告をいたします。願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は１９２㎡です。申請地は（４）の農地の北側に隣接している農地で、雑木等もなく、草払いや保全作業を行うと農地として復元できる農地です。つきましては、協議した結果、非農地証明書の交付については、不適當と判断いたしました。

続きまして、２番の調査報告をいたします。願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は４２４㎡です。申請地は温泉町を通る市道下林南願成寺線を横断する複合から北に１０ｍほど行ったところにある農地です。ここは令和２年豪雨災害で被災した農地になります。周辺はすでに先月、先々月に非農地証明願を出されたところであり、雑木等が生い茂っており、土砂の堆積も２０ｃｍほどあることが確認されており、農地への復元は不可能であると判断いたしました。協議をしました結果、非農地証明の交付については適當であると判断をいたしました。以上、ご審議をお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。採決は1番の（1）から（5）と2番に分けて行います。
1番です。異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
2番です。質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第34号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第6・議第34号 朗読
- （議長）では、事務局から説明をお願いします。
- （事務局係長）資料は案件と一緒に配布してあります別紙様式1をご覧ください。令和4年度最適化活動の目標の設定等になります。先月の定例総会で説明させていただいた内容のとおりとなっておりますので、ご審議方よろしく願いいたします。
- （議長）ありがとうございました。この件について質疑はありませんか。
- （17番委員）3ページの最適化活動の活動目標についてです。1人当たりの活動日数とありますが、以前は5日以上と聞いたと思いますが、今回、7日以上になっています。このことについて説明をお願いします。
- （事務局係長）昨年までは5日以上で設定されていました。この評価の採点の最低限の

基準が6日からになっているとお話させていただきましたが、6日からが加点が付き
ます。6日は最低ラインの数字ですので、その数字に1日足した7日で設定を行うと
提案させていただきました。以上です。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （25番委員）今の件ですが、ひと月に7件ということですが、無理があるのではない
でしょうか。5件ならどうにか出来ていましたが、月に7件以上活動をしなさいとい
うことは、皆に負担がかかります。具体的にどのくらいまでを1件として見なすのか、
再度、教えていただければと思います。
- （事務局係長）今のご質問は7日という数字についてでしょうか。
- （25番委員）そうです。決まっていれば仕方ありませんが、一人一人にどのくらい
までを上げていいのか再度、教えていただきたいです。
- （事務局係長）これは、件数ではなく日数になります。前年度は例えば、時間が少なけ
れば2件で1日になっていたかと思いますが、今回は、極端な話になりますが、5分
で回ろうと10分で回ろうと1日に1回の最適化活動をすると活動日数が1なので、
昨年のカウントの仕方とは違います。日数イコール件数になります。カウントはかな
り上がってくると思います。
- （25番委員）それは分かりますが、例えば私が午前中に1件、利用権設定で所有者に
書類を見せて説明をし、印鑑を貰ったとします。その後、夕方に借りる方の家に行っ
たとします。その場合には2件としてではなく、1日として扱うということでしょう
か。
- （事務局係長）はい。最適化活動の活動の項目が変わったとしてもその日の活動は、例
えば2件されてもカウントは1になります。そういった場合には、多分1日で終わら
ないと思います。1日で終結する場合がありますが、中にはその回答を次の日に得た
という場合もあるかと思いますが。そのときには、次の日の活動になりますので、カウ
ントされます。2日された場合もあるかと思いますが、それが終結しなければ、次の
日に継続をしてその活動の回答を得たなど、2日目に持ってきてもらってそれぞれカ
ウントするというやり方も出来ます。
- （25番委員）分かりました。先ほど提出した記録簿を訂正したいと思います。

- （２４番委員）今の質問に付随するかと思いますが、６条の１項で規定してある総会などは、昔は全くカウントされなかった項目だと思います。あれも１日に入れて出してもいいのでしょうか。それとも６条の２項だけでしょうか。
- （事務局係長）６条の１項については今回も活動日数には入りません。上げていただくのは大丈夫ですが、活動日数には入りません。
- （２４番委員）分かりました。
- （１７番委員）先ほどの件ですが、月においては活動の多い月や少ない月があると思います。年間数、月７日×１２カ月分をクリアすれば、OKでしょうか。
- （事務局係長）今、言われたとおり多い月があれば少ない月もあるので、この数字は月の平均になりますので、５日しか活動出来なかった月もあれば、中には８日や１０日活動出来た月もあると思うので、７日×１２カ月で考えていただいて結構です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （２５番委員）農地中間管理機構を通した貸借設定についてです。利用権設定の場合には、利用権設定をする土地の代表者以外の権原者についての住所、氏名、同意印が必ず必要となっていますが、公社借り入れの場合には１軒もそこに印鑑がありません。なぜこの問題を出したかと言うと、実は今、同じ町内の同級生が「田んぼを耕作出来ないで、誰か探して欲しい」と相談を受け、探して新しい方に耕作してもらっています。貸し手と借り手に印鑑を貰って提出しようとしたのですが、所有者が６人兄弟の下から２番目でほとんど亡くなっておられます。しかし、農地台帳を見ますと、外５名になっている関係で印鑑が貰えません。貸し手と借り手から印鑑を貰っているのに提出が出来ない状態です。このようなことは今年に入って３件目になります。「印鑑まで貰って提出が出来ないのであれば、もういい。口頭契約をする」という状態になってしまいます。このようなことを解決しないと口頭契約ばかりになってしまいます。ここでどうにかしようということではなく、このようなことがあると県の農業委員会の話し合いのときに現場の状態を話して欲しいです。６軒から印鑑を貰うとなると、１年以上かかってしまいます。同意印についてはもう少し考えて欲しいです。
- （議長）この説明につきまして、その他事項のところで答えを報告させていただけるようにしますので、それでよろしいでしょうか。

○（２５番委員）はい。

○（議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和４年度第６回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ １０時３０分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員